

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 37(オ)250	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去、土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 39 年 10 月 13 日	原審裁判年月日	昭和 36 年 9 月 28 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 18 卷 8 号 1559 頁		

判示事項	登記簿上表示された建物の一部である現存建物が「建物保護ニ関スル法律」第一条にいう「登記シタル建物」にあるとされた事例。
裁判要旨	借地上に現存する甲建物が登記簿上借地人の所有として表示された乙建物と構造坪数の点で著しく異なる場合でも、甲建物が乙建物の一部である等両建物間の関係について原審が確定したような事情（原判決理由参照）があるときは、甲建物は、「建物保護ニ関スル法律」第一条にいう「登記シタル建物」にあると解すべきである。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人鈴木由治の上告理由について。 <u>控訴人（被上告人）が本件宅地上に本件車庫を所有するに至った経緯、原審参加人（上告人）村山が本件宅地の所有権を取得するに至った経緯および本件宅地上の建物についての登記簿上の表示の変遷に関し原審が確定した諸般の事情のもとでは、「建物保護ニ関スル法律」一条の適用については、控訴人は本件宅地上に登録した建物を所有するものというべきである旨の原判示は正当である。所論は、ひつきよう、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するにすぎないから、採用できない。</u> よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 五鬼上堅磐 裁判官 石坂修一 裁判官 横田正俊 裁判官 柏原語六 裁判官 田中二郎)</p>

※参考：判例タイムズ 169 号 114 頁、判例時報 393 号 32 頁